

# 保育・給食内容の注意事項をお伝えします

平素より、杉並区の指導検査にご協力いただき、ありがとうございます。

令和7年度の指導検査における指摘事項、助言事項の中から、保育内容（保育・給食）の分野で特に注意を払っていただきたい事項をお知らせします。

ご一読のうえ、確認していただきますようお願いいたします。

令和8年3月

杉並区

# 全体的な計画と指導計画について

- 全体的な計画と指導計画は 平成30年度改正施行された『保育所保育指針』に基づいた計画にしてください。
- ・全体的な計画の『教育』のねらい及び内容は 保育所保育指針第2章1・2・3に基づいて作成してください。

第2章－1 乳児(0歳～満1歳未満) 「健やかに伸び伸びと育つ」 身体的発達  
「身近な人と気持ちが通じ合う」 社会的発達  
「身近なものに関わり感性が育つ」 精神的発達

※この時期は発達が未分化な状況であるため上記の3つの視点の基盤を培うという考え方にに基づきねらい及び内容を作成する。

第2章－2 満1歳以上3歳未満児は 「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域で作成する。  
第2章－3 3歳以上児は 「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域で作成する。

- ※ 保育全体を通じて、養護と教育が一体となって展開されるよう計画を作成する。
- ※ 0歳児クラスで満1歳未満児と満1歳以上児が一緒に在籍する場合は、3つの視点及び5領域に基づいて指導計画を作成する。

# 乳幼児突然死症候群(SIDS)対策について

- 0、1、2歳児は、仰向け寝の徹底を図る。  
(医学上の理由でうつぶせ寝を勧められている場合を除く)
  - ・うつ伏せ寝・横向き寝は仰向け寝に直す。
- 安全な睡眠環境を整える。
- 保育室は午睡中も顔色(唇の色)が解る明るさを保つ。
- 『睡眠チェック表』を作成し確実に確認、記入する。
  - ・0才児－5分、1、2才児－10分間隔が望ましい。
  - ・うつぶせ寝・横向き寝を仰向けに直したことが解るように記入する。
  - ・チェック表に確認項目(姿勢、顔色、呼吸、体調等)を明記し、見て触れて確認し、担当職員がサインをする。

\* 「入園のしおり」にSIDSについて記載し、家庭でも仰向け寝で寝かせるよう協力をお願いしている園があります。(医学上の理由でうつぶせ寝を勧められている場合を除く)

# 児童虐待の対応について

## ○ 児童虐待の早期発見のために子どもの心身の状態等を観察する。

- ・ 児童福祉施設の職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなくてはならない。
- ・ 虐待を受けたもしくはを受けた疑いがあると思われる児童を発見した者は速やかに区市町村、児童相談所等に通告する義務がある。この通告義務は守秘義務に優先する。

\* 早期発見努力義務(虐待防止法 第5条1項)

\* 通告義務の優先 (児童虐待の防止等に関する法律第6条)

## ○ 杉並区要保護児童対策地域協議会編集・発行の「児童虐待対応マニュアル」について理解、周知する。

- ・ 「児童虐待対応マニュアル」を活用して、児童虐待の早期発見・早期対応への取り組みを進められるようにする。

# 保育所における虐待の防止及び発生時の対応について(1)

- 保育所等の職員による虐待等の対応について、発見時の通報義務等の仕組みが設けられました。
- ・ 4つの行為類型【身体的虐待・性的虐待・ネグレクト・身体的虐待】が示されました。  
職員による虐待・虐待が疑われる事案が発生した場合は区（保育支援係）に連絡してください。
- ・ 園児本人より、職員から虐待を受けた旨の通報があった場合も、区（保育支援係）に連絡してください。

\* 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号 令和7年10月1日施行）

\* 改正児童福祉法第33条の12 第1項

\* 改正児童福祉法第33条の12 第4項

# 保育所における虐待の防止及び発生時の対応について(2)

## ○ 「不適切な保育」の概念が変更されました。

- ・ 「不適切な保育」や「子どもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり」という概念から、「虐待」の概念を軸にした対応等、と再整理されました。
- ・ 「虐待」に該当しないものについては、未然防止や改善の取り組みを要しないことを意味するものではない。保育の現場において行われる行為は、仮にその1つ1つが虐待には該当しないものであったとしても、日々の振り返りの中で改善が図られなければ、行為の繰り返し等によって虐待になり得ると捉え、改善につながる一連の「流れ」をつくる不断の取り組みが重要である、とされました。

\*保育所における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（こども家庭庁 令和7年8月改定）

## ○ 教員等及び教育保育従事者による児童対象性暴力等の防止等の措置を講じることが義務付けられました。

- ・ 対象事業者に求められる措置等は

①安全確保措置(防止措置含む)      ②犯罪事実確認      ③情報管理措置      等です。

\* こども性暴力防止法（法律第69号 令和7年10月1日施行）

# 保育所における虐待・虐待の疑い(不適切な保育)の 防止について

- ・ 職員が、適切な保育を行っているか、自らの保育を振り返る機会をもつようにしてください。
- ・ 虐待に至る前に、日常の保育の中で不適切な保育の“気づき”を喚起することが大切です。園長や主任による指摘・注意とともに、保育士が互いの保育を認め合ったうえで「話し合える」「語り合える」風通しの良い環境づくりに努めましょう。
- ・ 保育士等が他の保育士等の虐待・虐待の疑い(望ましくない関わり・不適切な保育)等の行為を発見した場合は、速やかに園長や主任に報告できるような環境づくりをしておきましょう。

## <不適切保育への「気づき」の視点>

- ・ 子ども一人一人の人格を尊重しない関わり      ・ 物事を強要するような関わり
- ・ 脅迫的な言葉がけ      ・ 罰を与える      ・ 乱暴な関わり      ・ 差別的な関わり
- ・ 子ども一人一人の育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり
- ・ わいせつな行為が疑われるような関わり      等

# 児童の安全確保・事故防止について(1)

## ○ 危険箇所点検表を用いて定期的に安全点検を行う。

- ・危険な場所、設備、危険な玩具、小物等を把握し点検項目を明確にする。
- ・窒息の可能性のある玩具等が保育環境下に置かれていないかについても点検項目に加えて点検する。

## ○ ピアノ(電子ピアノを含む)・家具・棚の上の物品等の転倒・落下防止を図る。

- ・特にピアノは重いため地震で転倒した場合大きな事故につながる。簡易な滑り止めのみでなく固定する。また、ピアノの側での午睡は避ける。 ※大地震を想定し、園内外を確認する。

## ○ 園外保育において目的地への到着時や出発時、帰園後等場面の切り替わりにおける子ども的人数確認等の迷子・置き去り防止を行う。(園内も同様)

- ・人数確認はダブルチェック体制をとるなどして、徹底すること。

# 児童の安全確保・事故防止について(2)

- 安全点検及び安全対策の総点検・振り返りの実施と安全計画の見直しを行う。
  - ・今年度、区立保育園において園児が園外へ抜け出す事故が2回発生しました。重大な事故につながりかねない極めて深刻な事態と受け止めています。
  - ・子ども家庭庁の「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」を踏まえ、再発防止のため各園においては以下の事項について点検及び対策の実施をお願いします。
    - (1) 園内外の安全点検の実施～物理的環境の総点検を行う
    - (2) 園児の動線・活動場面における危険箇所の点検
    - (3) 職員による安全対策の振り返り
    - (4) 園内での抜け出しを含めた安全対策の取組の共有
  - ※令和8年2月3日 「保育施設における園児の安全確保に関する点検及び対策の実施について（依頼）」参照
  - ・日々の安全対策及び安全確保の取組(門扉の開閉に伴う施錠の徹底)、保護者の方々への登降園時の門扉、玄関等の施錠)の協力依頼をお願いします。
  
- 迷子、置き去り、見落とし、抜け出し 等が発生し、又は発生しかけた場合は区(保育支援係)に報告する。
  - ・事故報告の第1報は原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)に行う。また、事故発生の原因分析や検証等の結果については、作成し次第 報告(提出)すること。
  - ・ヒヤリハット事案についても、事後の経過や改善策を園内で共有し再発防止の意識を高めてください。

## 児童の安全確保・事故防止について(3)

○ 園児の食事に関する情報(咀嚼や嚥下機能を含む発達等)を把握し、誤嚥等による窒息リスクとなるものを除去する。

- ・過去に誤嚥・窒息などの事故が起きた食材は、誤嚥を引き起こす可能性について保護者に説明し、使用しないことが望ましい。また、誤嚥・誤飲防止のため、食事の様子を保育士が見守ることが大切です。

(配布資料) 「教育・保育施設等における誤嚥事故防止のための食材整理表」(子ども家庭庁 令和7年3月12日)

(参考資料) 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(子ども家庭庁 平成28年3月)

○ 園外活動で園児の移動のために、借り上げバスを運行する場合。

- ・法改正により、令和5年4月1日から、園外活動で園児の移動のために借り上げバスを運行するときは、乗降車する際に点呼等により園児の所在を確実に把握することが義務付けられた。

# その他の項目について

- 児童票（保育経過記録）・保育計画・保育日誌・0，1歳児の個別日誌に園長が確認したサイン又は押印をしてください。
- 長時間にわたる保育については、「保育所保育指針第1章総則3、保育の計画及び評価（2）カ」に基づき、子どもの発達過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画の中に位置付けること。
- 長期欠席があった時は、出欠簿に理由を記載する。
  - ・ 日々の欠席の理由はもちろん、長期欠席の児の理由を把握のために記載が必要。
- 個人情報紛失予防のため、保育所児童保育要録を小学校へ届ける際は受領証等を受け取る。また、郵便等で発送した際は控えを保管するなど、記録を残すようにする。（該当施設のみ）
- プライバシーへの配慮が十分されているか。
  - ・ 着替えや屋外での水遊び等に際して上下別々に着替えさせる、トイレ等に外部等からの視線を遮る工夫がされている等の配慮があるか。

# 給食について

## ○献立表

- ・エネルギー・たんぱく質について、栄養目標量を記載する。
- ・予定献立表に責任者の関与がわかるよう記録(印またはサイン)を残すようお願いいたします。

## ○検便

- ・調理従事者、調乳従事者は、雇入れの際(勤務の前月)及び毎月(月1回以上)の検便を行う。

## ○健康チェック

- ・調理従事者、調乳従事者は、毎日の健康チェック(項目ごと)を行う。  
午前午後、それぞれ作業開始前に1日2回のチェックをお願いしています。

## ○給食日誌等への記録

- ・喫食状況、食数、アレルギー対応状況(数)等を記録する。

## ○検食

- ・検食は適切な時間に行う。検食日誌に検食を行った時間、評価等を記録する。  
(乳幼児の給食として適切かどうかを衛生面、嗜好、味覚面等あらゆる角度から確認する。適切な時間とは異常を感じてから措置決定、今後の対応等決定するまでに必要な時間としています。)